

平面図等（記載時の留意点）

- 定規等を用いて正確に作成してください。
 - 店舗の面積が算出できるよう内法で寸法を記入してください。
 - 平面図の余白欄に店舗面積の算出式を記入してください。
 - 薬店であることが外観上明らかになるよう見やすい位置に容易に視認できる大きさの固定看板等を設置してください（現地調査までに設置が間に合わない場合はデザイン図等を添付してください）。
 - 店舗面積は 13.2 m² 以上を確保すること。天井までの高さが 180cm 未満のところ（階段下など）や柱部分は有効面積から省いてください。面積算出式を明示してください。
 - 更衣室、事務室、トイレ、倉庫等の付属設備を有している場合は、これらの面積は店舗の面積として算出しないでください。
 - 店舗の出入口、住居との区画がよくわかるように記入してください。
 - 店舗以外の場所（住居・事務所等を除く。）へ行くために店舗内を通らなければ行くことのできない構造は許可できません。
 - 相談カウンター等、情報提供を行うための設備（以下「情報提供設備」という。）を備えてください。（情報提供設備とは、薬剤師又は登録販売者が購入者等に対し、医薬品について適正な使用のために必要な情報を提供するための設備をいう。）また、情報提供設備は、容易に移動できない設備としてください。
 - 一般用医薬品は、薬剤師及び登録販売者が購入者等に必要な情報を提供できるように陳列してください。
 - 要指導医薬品、第一類医薬品、指定濫用防止医薬品、指定第二类医薬品、第二类医薬品、第三類医薬品、医薬部外品、化粧品、高度管理医療機器、管理医療機器、雑品等の陳列場所及び情報提供設備を色分け・斜線等により区別して記載してください。
 - 要指導医薬品及び第一類医薬品を陳列する場合は、情報提供設備の後ろの棚等、購入者の手が届かない場所に陳列するか、鍵のかかる場所に保管し、その場所を図面に明記してください。
 - 使用に際し注意が必要な指定第二类医薬品および指定濫用防止医薬品を陳列する場合は、要指導医薬品又は第一類医薬品と同様に情報提供設備の後ろ等に陳列するか、鍵のかかる場所、あるいは情報提供設備から 7 m の範囲内の棚（指定濫用防止医薬品については、情報提供設備に資格者の継続配置が必須）等に陳列し、その場所を図面に記入してください。
- 要指導医薬品又は一般用医薬品を販売しない時間帯がある場合は、シャッター、パーティション、チェーン等の構造設備により物理的に遮断され、閉鎖することができる設備を設置し、図面に記入してください。
- 冷暗所保存の医薬品又は毒薬を取り扱う場合には、店舗内に、冷暗所又は毒薬保管庫（容易に移動できないよう固定された鍵のかかる専用の設備）の位置を記入してください。ただし、冷暗所保存の医薬品及び毒薬を取扱わない場合は、冷暗所及び毒薬保管庫の設置は不要です。
 - 毒物劇物販売業を併せて行う場合は、店舗の情報提供設備の内側等に毒物劇物保管庫（固定、堅固、施錠）を設置し、その位置を記入してください。
 - 換気が十分で清潔な店舗にしてください。
 - 常時居住する場所、不潔な場所から扉、引戸、壁又はガラスにより明確に区別してください。
 - デパート、スーパーなど主として物品の販売を行う店舗の一部を店舗とする場合は、床面の色を変えたり、テープ等による区分をしてください。また、店舗内に専用のレジを設けてください。
- 併せて、案内掲示板等において店舗の名称を掲示することにより、店舗があることが分かるようにするとともに、当該区画の出入口付近の見やすい位置に、区画の大きさに見合った、吊看板、のぼりを配置する等により店舗であることが外観上明らかになるようにしてください。